

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年12月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2100052号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2100071号

第1 結論

請求者のA事業所における平成30年12月11日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成30年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年12月11日

平成30年12月11日支払の賞与支払届について、社会保険事務担当者が提出を失念していましたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る給料支払明細書(2018年冬期賞与月分)及び当該賞与の振込が確認できる預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間にA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月11日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年4月8日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年12月11日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000393 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100020 号

第 1 結論

昭和 63 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 63 年 3 月短大卒業時に、両親から、国民年金保険料の納付義務があり、正規職員になるまでは空白期間になるため、自分で納付するように勧められた。そのため非常勤職員で働きながら、給料から国民年金保険料を納付した。請求期間を、国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、時期や場所、年金手帳の受取については覚えていないが、請求期間の国民年金保険料を自分の給料から毎月納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間当時の住所地であった A 市は、請求期間当時に国民年金の加入手続を行った場合、加入受付と同時に窓口で年金手帳を交付していた旨回答している。

また、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の収納及び記録管理は、払い出された国民年金の記号番号により行われていたところ、オンライン記録では、請求者の国民年金に係る被保険者記録を確認することができず、A 市及び日本年金機構も請求者に対する国民年金の記号番号の払出は確認できない旨回答している。

これらのことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000332号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第2100070号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年10月から昭和54年4月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで

請求期間①について、A社では経理を担当しており、年末調整を初めて体験し社会保険料も引かれていたが、厚生年金保険の記録がないため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

請求期間②について、「C」の氏名でB社に入社し勤務したが、厚生年金保険の記録がないため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社において、請求者自身で年末調整をしたため社会保険料が控除されていたことを覚えている旨主張している。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険被保険者記録はない上、同社の請求期間当時の代表取締役は既に亡くなっており回答を得られず、取締役は、請求者に係る関係書類の保管はなく、勤務実態等については不明である旨回答している。

また、請求者が一緒に勤務したとして姓を挙げた者で、A社において厚生年金保険被保険者記録を確認できる複数の者に照会したが、請求者の同社における勤務実態について具体的な回答を得られない。

さらに、A社に係るオンライン記録及び被保険者原票に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

2 請求期間②について、請求者のB社のカナ表記に係る雇用保険被保険者記録が確認できることから、請求者が請求期間②において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、日本年金機構が提出した昭和45年4月から昭和55年12月までの期間における、B社の所在地(D市)を管轄する社会保険事務所(当時)の「夕」で始まる事業所番号等索引

簿及び事業所名簿検索結果には、「B社の漢字表記、カナ表記」の名称を含めB社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、解散当時の代表取締役の所在は確認できず、取締役に照会するも回答が得られないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態等について確認することができない。

- 3 このほか、請求期間①及び②における請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。